



平成29年4月1日から消防法令に重大な違反のある建物に関する情報が、稲敷地方広域市町村圏事務組合ホームページで確認できます。

### 公表制度

建物を利用しようとする者が、建物の防火に係る安全性の情報を入手し、その建物の利用を判断するために、消防法令に重大な違反のある建物等を公表する制度です。

### 公表の対象となる建物

劇場、飲食店、百貨店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物、及び病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物

〔消防法施行令別表第1〕

(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物

### 公表の対象となる違反

次の消防用設備等が未設置の場合

- ① 屋内消火栓設備
- ② スプリンクラー設備
- ③ 自動火災報知設備



### 公表の方法と公表の内容

- ① 公表方法  
稲敷地方広域市町村圏事務組合  
ホームページ  
(<http://www.inashiki-kouiki.jp/>)
- ② 公表内容  
建物名称、所在地、違反内容

## 稲敷広域消防本部

【問合せ】

予防課 0297-64-3744